

さいたま市自治基本条例検討委員会

第24回 会議の記録

日時	平成 23 年 6 月 10 日(金) 18:45~21:50
場所	さいたま市役所第2別館第1会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕計 12 名 内田 智／遠藤 佳菜恵／小野田 晃夫／栗原 保／染谷 義一／中田 了介／中津原 努／ 福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:伊藤 巖／高橋 直郁／富沢 賢治／三宅 雄彦／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕計 5 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕計 2 名 渡邊俊幸／谷口涼 〔傍聴者〕 なし
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)各チームからの報告事項について (2)自治基本条例について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・参考資料1 市民から寄せられた意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

- (本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)
- (配布資料確認)
- (会議の公開と傍聴者の確認)
- (参考資料1「市民から寄せられた意見」について説明)

○福島委員長

- ・ まずは各チームから報告をお願いしたい。最終報告たたき台作成チームからの報告は議題2(2)で行う。広報チームからも特に報告事項は無いと聞いている。意見交換準備チームから意見交換会について報告をお願いしたい。

2 議題

(1)各チームからの報告事項について

○湯浅委員

（「市民意見交換会（西区会場）」についての報告）

①職員

中間報告書7ページ、「目的」の条文で「自治を担う市民、議会、市長等」とあるが、市長等とせずに「市長、職員等」と記すべき。職員も入って、能動的な働きが大切である。

①-2目的

「幸せ」は抽象的なので、「安心安全な」等とした方が良いのではないか。

②自治会

一部の世代の自治会への参加が遅々として進まない。表札すら出さない。条文で市民参加をうたっているが、積極参加を表現してほしい。

③自治基本条例の特徴

総合振興計画で「協働」「市民参加」という言葉は既に出てくる。自治基本条例で、さいたま市らしさとは何か。

（これに対し、委員から「さいたま市らしさ、目玉というものは無い。むしろ皆さんの意見を十分聞き、結果として特徴になる、と考える」との発言があった。）

④市民憲章

市民の行動規範として「市民憲章」を制定すべきだ。

⑤市民参加

意見の言える場があることが、市政への参加だと思う。

⑥参加の評価、自治基本条例について

さいたま市は市民参加の機会が沢山ある、と思う。ただし、市民が本当に望んでいる参加の機会は何か、チェックが必要。

⑥-2実効性の確保、自治の担い手としての人づくり

条例に必要なのは、実効性の確保、自治の担い手としての人づくりである。

（委員より毎年「市民自治白書」を発刊したらどうか、との発言があった。）

⑦自治会

自治会の現場で、条例が出来たら、自治会は変貌を遂げられる、と言っている。

⑧身近なコミュニティ

パワーポイント29コマ目「身近なコミュニティ」で「自治会等へ市長等から必要な支援」とうたっているが、「必要な」という言い方は言い訳的で生ぬるい。区のコミュニティ課も積極的に参画頂きたい。

⑨自治会

自治会は任意加入なので、自治会への過大な期待はやめてほしい。

⑩中間報告

中間報告書の『市民からの意見集』に自分の意見が載っていない。市長3選禁止を申し上げた。（意見交換会終了後に確認したところ、中間報告とりまとめ直前に提出されたもので、取りまとめには間に合わなかったことを説明し、納得いただいた。）

⑪全体的印象

条例は専門用語で書くのが当たり前と分かっているが、全体に文章が固い。用語解説を付けて欲しい。

⑪ー 2 市民との関わり

市民は何かに関わりたいと願っている。関わりのヒントが条文に欲しい。

⑫ 条例の運用

パワーポイント 29 コマ「条例の運用」で実効性の確保は大切。地域に目覚めることも大切。条例を小中校の教材にしたらどうか。

⑬ 条例の運用

地元意識を育てる条文が見当たらない。条例制定後の推進計画を立てていただきたい。

⑭ 前文

前文に「信頼と奉仕の精神に満ちたまちづくり」という文章を入れてほしい。

⑮ 全体的印象

「なければならぬ」という文章はやめてほしい。

○ 染谷委員

（「市民意見交換会（大宮区会場）」の紹介）

① 全体的印象

全体的に建前論、理想論に終わっている。市民の共感は得られない。実効性は啓発だけでは確保できない。

② 議会関連条文

議会が市の意思を決定しているのか。ポスターでしか顔を見ていない人達がどのような議論をしているのか知らない。

③ 区のあり方

区は地域振興の拠点であるべき。さいたま市の職員約 6,000 人（市長部局）のうち区役所の職員は約 1,500 人に過ぎない。この状況で住民主体のまちづくりが可能か疑問である。検討委員会の委員は勉強不足である。

④ 全体的印象

基本的には良いが具体性に欠ける。市民がどの段階で市政に参加できるのか具体的な説明がないと一般市民には理解されないと思う。

⑤ さいたま市らしさ

さいたま市らしさが表現されていない。さいたま市民の好みを羅列しても面白みは無い。意見を絞り込めるのか。

⑥ 大震災から学んだ事

危機管理について採り上げられているが、具体的な事が示されていないと市民は動けない。「効果的な対応」、「連携していくこと」と記載されているが、具体的に示す必要がある。

⑦ 条例の位置付け

条例の位置付けはどのようになっているのか。

⑧ 条例の意義

自治会での意見の受け皿になるのか。既存の団体との関係はどのようになるのか。

⑨ 市民自治

市民自治とは何か。

⑩ 公民館の予約方法

地域団体の協力を求めているが、公民館の使用予約がインターネットで行われるようになって、

地元が予約を取りにくくなっている。

⑪ 自主防災

自主防災に備える場所が無く困っている。

⑫ 住環境

地域の住環境を守る事が何処に記載されているのか。その点も盛り込んで欲しい。法律改正によって住宅街に非常に高い建物が建った。駅前も建物の高さが様々できれいではない。

⑬ 参画の場

市民の市政への参画の場は、具体的にどのように設定されるのか。この条文を基に主張しても問題の解決にはならない。

⑭ 基本条例の効果

自治基本条例が制定されると、私たちの暮らしがどう変わるのか。行政は住民の参画を望まない状況下で、自治基本条例を足がかりに私たちは何が出来るのか。行政から提示された課題ではなく、市民の思いから行動を起こすことが重要である。どのような場を作れば、市民の力を引き出せるのか。

⑮ 行政の質の向上

職員の意識改革が必要である。職員が守るべき事は書いてあるが、更に行政の質の向上を謳うべきである。ガイドラインを整備し、行政上の申請者が手続きを予見できるようにすべきである。

⑯ 行政の無謬性の前提の撤回

行政の無謬性は現実ではない。公的オンブズマン等外部監視機構が必要である。行政判断や法令解釈に対して市民が異議申し立てをしづらい状況がある。

⑰ 法令等の柔軟な解釈

「市の発展のための法務」において、法令等の柔軟な解釈とあるが違和感を覚える。政策形成が先にあり、その後法律が制定される。法解釈は中立的であるべき。法解釈が自治体毎に異なると事業者にとっても不利になる。

⑱ 検討委員の議論

自治基本条例の検討委員会の委員は、同床異夢ではないか。既に法令で決まっている事を変えるのは問題である。解釈を統一すべき。

⑲ 分かり易さ

一般市民は読まないと思う。「だからどうなの」という思いがあると思う。大事なことなので一般市民が分かり易いようにしてほしい。

⑳ 区と市の役割

区民会議に参加しているが、区と市の役割が理解されていないので、この関係性を分かり易く書いたほうが良い。

21 企業の社会的責任

様々な人々を包括したものにすべき。企業も利益追求だけでは駄目である。現在の条文では、男女共同参画や障害者雇用が見えてこない。

22 市民の定義

「市民」の中に、事業者が突然現れて違和感を覚える。商店街では、大震災の時、市外から訪れている人々に関しても対応を求められる。どう対応すべきか記載してほしい。

○福島委員長

- ・ 意見交換会について、何か質問はあるか。

○渡邊委員

- ・ 大宮区のアンケート結果に「自治会の活用のため位置付けを定めよ」とあるが、どのような意味か。

○堀越委員

- ・ アンケートなのでどの参加者の意見か不明だが、意見交換会では、自治会が活動するための場所がないなどの意見があった。自治会活動をより行いやすくするための支援がほしいというものだと思う。

○福島委員長

- ・ 西区では、「市民自治白書を発刊したらどうか」との委員の意見があったとのことだが、この委員とは誰を指しているのか。

○湯浅委員

- ・ 当日参加した検討委員の意見である。

○福島委員長

- ・ 両会場の様子を聴くと西区は市民が活動する観点からの意見が多かったようだが、大宮区では専門的な意見が多いように感じる。建設的で参考になる意見が出てきている。

○堀越委員

- ・ 大宮区では区民会議の元・前・現委員や自治会等で活動を行っている人が多く出席していた。

○中津原副委員長

- ・ 「建前論・理想論に終わっている」という意見もあった。

○堀越委員

- ・ 「条例は建前だ」という意見が最初に出た。

○中津原副委員長

- ・ 活動している人たちだからこそ、自治基本条例が建前ではなく、どのように役立つかを気にしていたのではないか。

○堀越委員

- ・ 活動している人たちは、自治基本条例によって暮らしがどのように変わっていくのかを気にしているようだ。

○中津原副委員長

- ・ 両会場の違いは、冒頭の意見の違いを生じさせているところもあるのではないか。

○堀越委員

- ・ 一問一答を避けたところ「意見交換をしてほしい」との指摘を受けた。

○染谷委員

- ・ 福島委員長が言っているように、自治基本条例は漢方のようなもので、体質を徐々に変えていくものだと言ったところ、イメージをつかんでもらえたようだ。

○中津原副委員長

- ・ 理念、理想論だけでは納得しないと思う。

○堀越委員

- ・ 自治基本条例を基にまちづくりの条例が制定できれば良いという意見もあった。条例を制定すると何が新しく可能になるのか具体的なイメージを伝えなければわからないということだった。

○内田委員

- ・ 西区では、1人しかアンケートを出してもらえなかった。意見交換会で言い尽くしたので書かなかったのか。大宮区はどうだったか。

○堀越委員

- ・ 冒頭の資料説明の際に伝えたので、途中で書いている人や終了後に書いている人がいた。いずれにせよ4名と少ない。岩槻区は多かった。

○福島委員長

- ・ 意見交換で意見を言い尽くしたということなのか。

○中津原副委員長

- ・ メモ代わりに書いてもらい提出してもらった方が良い。発言されたことでも良いので書いてもらえるよう促した方が良い。

○福島委員長

- ・ 次回の北区における意見交換会についてはどのような現状か。

○事務局

- ・ 北区は現在15人申込みがある。

○内田委員

- ・ いろいろと声をかけているので、当日は増えると思う。

○事務局

- ・ 6月30日（木）の午後に議会との意見交換会ができるかもしれないが、対応は可能か。

○中津原副委員長

- ・ 出席できる。

○内田委員

- ・ 出席できる。

○染谷委員

- ・ 出席は可能である。

○中津原副委員長

- ・ 3、4名いれば対応できるのではないか。

○細川委員

- ・ 可能であれば参加する。

○堀越委員

- ・ 別件があるが、検討する。

○中津原副委員長

- ・ 3、4名出られるようなので実施したい。どのように進めるのかを確認してほしい。

○事務局

- ・ 議会局と協議し、改めて連絡する。連絡窓口は中津原副委員長で良いか。

○中津原副委員長

- ・ 了解した。
- ・ 7月12日（火）18時半より、さいたま・まちプラン市民会議から出前意見交換会の申込みがきている。場所は市民活動サポートセンターで、15名程度が参加の予定である。
- ・ この団体は自治基本条例から派生する地区まちづくり条例を検討しており、自治基本条例についての説明を受けて、地区まちづくり条例の参考にしたいとのことである。参加できる委員には、協力をお願いしたい。

○堀越委員

- ・ 検討委員会の日程が入らなければ参加できる。

○事務局

- ・ 7月の日程については、アンケートを実施した上で、調整する。

○中津原副委員長

- ・ その他、6月17日、18日、23日に出前意見交換会を行う。

○事務局

- ・ 17日は岩槻区区民会議との意見交換で内田委員、栗原委員、中津原副委員長が参加する。
- ・ 18日は景観と住環境を考えるネットワークさいたまとの意見交換で内田委員、中津原副委員長が参加する。

○内田委員

- ・ 18日は参加できなくなった。

○中津原副委員長

- ・ 18日は15時開始である。どなたか参加してほしい。
- ・ 23日は栗原委員と染谷委員が出席し、岩槻コミュニティ活動連絡会との意見交換である。

○事務局

- ・ 17日の意見交換会はプロジェクターを使用することのだが、23日はプロジェクターを使用するか。

○栗原委員

- ・ 使用しない。

○事務局

- ・ 6月25日の桜区の意見交換会の書記が決まっていない。

○中津原副委員長

- ・ 説明は細川委員、司会は自分。

○堀越委員

- ・ 書記として参加する。

○中津原副委員長

- ・ 見沼区の書記は決まっているか。

○事務局

- ・ 決まっていない。緑区も決まっていない。中央区は決まっているか。

○中津原副委員長

- ・ 中央区は小野田委員が書記を行う。
- ・ 浦和区も決まっていない。

○福島委員長

- ・ 未定分については、都合の付く委員から中津原副委員長と事務局に連絡をお願いしたい。
- ・ 議題2（2）の自治基本条例について、第11条より議論を行う。

(2)自治基本条例について

○事務局

（第22回資料1 条例案骨子の修正（案）第11条・第12条の変更点についての説明）

○福島委員長

- ・ 第11条は市長だけではなく、教育委員会や選挙管理委員会等の行政委員会と呼ばれるその他の執行機関について記載した点が中間報告との違いである。

○中津原副委員長

- ・ 職員の責務について、「市民自治に積極的に参加する」から「市民と積極的に対話し課題を把握する」となっており、市民と一緒に働くニュアンスが抜けている。職員と市民と一緒に働くニュアンスを残してほしい。

○福島委員長

- ・ 第12条第2項第1号で一緒に働くニュアンスを入れるということか。

○遠藤副委員長

- ・ 中間報告の案を活かして1号加えるか、第1号を修正する事が必要である。
- ・ 「対話」ではイメージがしづらい。どのような場面でどのような対話を行うかが見えづらい。

○福島委員長

- ・ 第12条第2項の柱書きで「市民自治の確立を図るため」としており、一緒に働くニュアンスも残してある。

○中津原副委員長

- ・ それは目的であり、そのために何を責務とするかということではないか。それだけでは不十分だと思う。

○堀越委員

- ・ これは職員一人ひとりのイメージか。
- ・ 対話と把握だけのように感じる。
- ・ 共に解決を図ることなど、意見交換会でも意見が出ていたが、より積極的なものがあったとしても良いのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 単純に一緒に活動してほしいということである。

○事務局

- ・ 様々な場面を想定すると疑問が残る。

○中津原副委員長

- ・ ネガティブなことばかり想定していると何も残らなくなる。

○堀越委員

- ・ 中間報告の「職員は、市民と共に市民自治を推進する立場であることを自覚し」は残らないのか。

○中津原副委員長

- ・ 部会や全体会で考えてきたことには意味や思いがあるので、それらを活かしてほしい。簡単にするだけではつまらない条例になる。それは意見交換会でも指摘されている。

○遠藤副委員長

- ・ 第12条第2項第2号の「知識及び技能を習得し、能力を向上させること」は、柱書きにある「市民自治の確立を図る」に直接つながるものではないので削り、第1号に「市民と共に市民自治を推進する立場であることを自覚し」を追記することでどうか。

○福島委員長

- ・ 参考にする。
- ・ 市民自治を推進し、職員が市民と一緒に行動するニュアンスを出すという意見である。
- ・ 多様な場を想定して考えることも必要だが肝心なことが削られてしまう可能性があるなので、それを加味しながら検討することとしたい。

○堀越委員

- ・ 市民を管理する役割ではなく、支援の役割に変わってほしい。そのようなニュアンスを示してほしい。

○福島委員長

- ・ 行政の役割は市民が活躍しやすい条件を整備することになりつつある流れにある。

○中津原副委員長

- ・ 支援ではなく、一緒に働くことが大切である。

○小野田委員

- ・ 一緒に働くというニュアンスを入れると、職員がリーダーとなって、結局その職員に引っ張られてしまうという可能性を懸念する議論があったと記憶している。

○堀越委員

- ・ 市民自治のコンセプトを理解していない職員だとそのようになるかもしれない。

○中津原副委員長

- ・ 市民が弱ければそうなるかもしれないが、市民がしっかりしていれば問題ない。

○福島委員長

- ・ 第12条第1項は個々の職員と集団としての職員の両方を指す。
- ・ 第12条第2項は集団としての職員を指すのか。個々の職員が職務を逸脱して地域に出ることは不可能ではないか。

○堀越委員

- ・ 例えば、虐待の問題で、地域包括支援センターが個別訪問の権限を持つ区役所と一緒に訪問を行うことを打診しても、職員はカウンターから出てこなかったという話を聞いた。委託しているにもかかわらず、応援するような働き方ができていない。
- ・ できることも積極的に行っていない。アウトリーチ型の仕事・考え方を進めてほしい。

○遠藤副委員長

- ・ 職員が努めることに関して、意識があつての行動なので個々の意識があることが必要である。

○渡邊委員

- ・ 個人的には「職員などの補助機関」について書いているので、個々の職員について規定するものではないと思う。

- ・ 全体として、職員の責務として職員はより責任を持つべきだと考えている。

○遠藤副委員長

- ・ 職員の規範ということか。

○内田委員

- ・ 意見交換会の際に、事務局に意見を求めても良いかを確認したところ、困ると言われた。そうではなく、より積極的に参加してほしい。市民からの質問に対し行政しか分からなければ回答をしても良いと感じる。

○事務局

- ・ 話の筋を折ってしまうことを懸念している。意見交換会は、委員と市民が対話する場と認識している。指摘をいただいた参加者には、意見交換会終了後に個別対応している。

○内田委員

- ・ 検討委員会の委員は市民であると参加者にはお知らせしているので、行政しか分からない事項については事務局で回答しても良いのではないか。

○事務局

- ・ 自治基本条例以外の件で市に対して意見を言いたい参加者がいることも想定できるので、その議論に終始することのないよう、事務局としては、意見交換会の議論に参加しないようにしている。

○堀越委員

- ・ 検討委員の制止を振り切って話すのは問題だが、委員が事務局を指名して発言してもらうことに関しては問題ないのではないか。

○福島委員長

- ・ 市民の中には、検討委員会と行政を同一視している方もいるかもしれない。事務局は同一視されるのを危惧して、そのような立場を取っているということではないか。場合に応じ、雰囲気を見て事務局も対応してほしい。

○事務局

- ・ 意見交換会は自治基本条例に関する意見交換の場であるので、そこから逸脱しないようにしてほしい。

○福島委員長

- ・ 市民を抑え込むような形になると反発を買うので、司会者が工夫し、事務局も雰囲気を見ながら参加してほしい。

○中津原副委員長

- ・ 参加してほしい。そうでなければ「カウンターから出てこない」となってしまう。

○福島委員長

- ・ 会場の雰囲気にもよると思う。
- ・ 一緒に働くことに関して、カウンターから出てこない職員も、自らは出て行きたくても出ていけない場合がある。

○堀越委員

- ・ 自治体改革が必要だと思う。

○福島委員長

- ・ 上司が変わる必要もあるかもしれない。

○堀越委員

- ・ 自治基本条例ができれば組織がそのようになる。

○福島委員長

- ・ だとすれば、この条項については個々の職員に求めることは困難ではないか。職員全体として外に出るべきとは言えるかもしれないが。

○中津原副委員長

- ・ そのようにしたい。個々の職員ではなく、職員全体を指している。

○小野田委員

- ・ カウンターから出る、出ないというのは個人で解決できる問題なのか、部署の職務規定によるのか。

○事務局

- ・ そのような規定はない。

○小野田委員

- ・ 組織としての意識改革がなければ実現できない。自治基本条例があれば組織が変わる。

○中津原副委員長

- ・ もちろん市民も変わらなければならないが、議会も行政も変わる必要がある。

○福島委員長

- ・ 本来であれば、職員組織の上にある政治職が職員に伝えなければならない。

○事務局

- ・ ここで「職員は」と書くと、一般的な職員は自分のことだと感じる。

○中津原副委員長

- ・ 何か文言を工夫してほしい。

○事務局

- ・ その他の修正箇所、課題解決等、市民と共に考え、市民のために行動するというニュアンスになるか。

○中津原副委員長

- ・ 「市民と共に」が大切である。「市民のために」は当然である。

○事務局

- ・ 個々の職員が市民と共に課題解決に向けて行動する、とはどのようなことか。

○福島委員長

- ・ 第17条の協働の項目で、市が市民と共に課題解決のために協働することが記載されている。職員が行動することに関しては第17条で読めないか。

○中田委員

- ・ 「職員」という言葉が個々の職員ではなく職員全体をさすのであれば、「職員」という言葉に違和感を覚える。

○堀越委員

- ・ 「the 職員」、「職員というもの」ということではないか。
- ・ 協働は、通常、自治体と団体の協働のことで、個人との協働はあまりない。

○事務局

- ・ 「職員というもの」とは、「組織は」と直すのはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 検討してほしい。職員個人を指しているものではない。

○湯浅委員

- ・ 堀越委員が福祉的な側面から意見をされていたが、高齢者福祉や虐待等の仕事は、より現場へ流れている。カウンターから出てこないということではなく仕事の流し方で全体の調整をするように変わっているのではないか。
- ・ 現象として説明するのであれば、カウンターの中と外の仕事は別の理論になる。

○堀越委員

- ・ 両方あると思う。

○湯浅委員

- ・ 職員のイメージをつくらなければわからない。

○堀越委員

- ・ 市民からすれば何課の職員であれ、職員は職員である。その職員が代表しているように見える。そのような市民の目線から、職員にはどのようにあってほしいかを書くべきではないか。

○湯浅委員

- ・ 職員の機能論として、例えば区の現状を見ればコーディネーターということになるのではないか。

○堀越委員

- ・ 職員の機能は大きくなっている。

○湯浅委員

- ・ 市民的な感覚から職員が異なってきている。この点はすっきりさせる必要がある。

○中田委員

- ・ 逆説的に、それぞれの職員を指すこともあり得る。一人の職員が職員としての自覚を持つべきともいえる。

○中津原副委員長

- ・ そのような言い方もあり得る。市民が職員と接する際には、その職員が市を代表している。

○中田委員

- ・ 職員に対しては期待しているので書かれている。

○堀越委員

- ・ 市民とともに市民自治を推進することを表現できれば良い。

○中津原副委員長

- ・ 中間報告の「市民とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し」は良い表現だと思う。

○福島委員長

- ・ 自覚するところまでは可能である。実際に行動することについては、協働することは補助機関として当然だとしても、個々の職員にまで求めるのは難しい。

○中田委員

- ・ 身体ごと出るのではなく、一歩でも歩み寄ってほしいということ。

○堀越委員

- ・ 職員は、市の制度の枠組みを前提にした仕事の仕方ではなく、市民の話を聴いたうえで、市のサービスでできないことがあれば市民のサービスを提案する等の姿勢であることが求められる。部署に関わらず、全てのレベルで市民を励ますような仕事の仕方をしてほしい。

○福島委員長

- ・ 手段・情報を提供することも仕事のあり方である。

○小野田委員

- ・ 問題解決の道筋を一緒に考えることが必要ではないか。

○中津原副委員長

- ・ 一緒に考えることが必要。職員が与えるものでもない。

○事務局

- ・ 今の議論は共に考えるということか。

○福島委員長

- ・ 課題解決のために共に考えるということである。

○事務局

- ・ それ以上の「共に行動する」という趣旨も書くか。

○中津原副委員長

- ・ 取り組むでも良い。

○福島委員長

- ・ 行動では誤解が生じるかもしれない。今の議論のニュアンスを丁寧に記載してはどうか。

○事務局

- ・ 事務局として異議があるわけではない。
- ・ 最終報告の次の段階で、行政で条例案をまとめ、説明する際には、検討委員会でどんな議論があったのかがベースとなり、また、それを求められると考えている。

○中津原副委員長

- ・ 理解できないから消すということはやめてほしい。わからないことは聞いてほしい。

○内田委員

- ・ この問題の原因は市民と行政に乖離があることである。検討委員会に参加し感じたことは、職員が規制されているように感じるということ。そのために自治基本条例をつくっている。市民だけでなく、行政も率先することが大切だと思っている。

○福島委員長

- ・ 市民の視点からはそうかもしれない。職員からすれば黒子に徹しているともいえるが、そうであってはいけないということがこれからの市民と行政のあり方という意見だと思う。
- ・ 先ほどの堀越委員の意見を基に検討する。

○事務局

- ・ 能力は向上だけではなく発揮させなければ意味がないという意見があった。

○福島委員長

- ・ 市民からの意見でも「能力の発揮」が出ているが、向上で十分か。

○細川委員

- ・ 発揮も含めて向上と考えていた。発揮と書いたほうが分かり易ければ書けば良い。委員間で意見の相違はあまりないと思う。個人的には向上で良いと思う。

○遠藤副委員長

- ・ 市民自治の確立を図るための能力を向上させるのであれば、発揮することは市民自治の確立につながるので、発揮とまで書く必要はないのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 発揮するために向上するので発揮は当然である。

○堀越委員

- ・ 遠藤副委員長の言ったように、一般的な能力ではない。
- ・ 「職務に必要な知識」と書くべきか。ここで言いたいことは「市民と共に市民自治を推進するために必要な知識」ということではないか。

○中津原副委員長

- ・ そこまで限定はしていないのではないか。

○事務局

- ・ 何事も基礎が大切というニュアンスもある。

○遠藤副委員長

- ・ 中間報告では自治と能力の向上は関係していないと思う。修正案でまとめてしまった結果わかりづらくなっている。

○福島委員長

- ・ 能力は向上で十分という意見が出たが、どうか。

○内田委員

- ・ 向上で良い。

○福島委員長

- ・ 能力の向上に関して修正はない。

○事務局

(条例案骨子の修正(案)で「市政運営の基本原則」を削除したことについての説明)

○福島委員長

- ・ 重複を避けるために市政運営の基本原則を削っている。最終報告たたき台チームとしては全体会の意見を聞きたい。基本原則であり、他の条文との関係もあるため、全体を通してから振り返ることも考えられる。

○中津原副委員長

- ・ 書くとしたら「まちづくりの基本原則」とするべきだが、総論で語り尽くされているのであれば不要か。

○事務局

- ・ 自治の基本理念もあり、類似してしまうのではないか。

○福島委員長

- ・ 削る方向で進め、最後まで進めた後に必要であれば再検討する。

○事務局

(第23回資料1 条例案骨子の修正(案)第13条、第14条、第15条の変更点についての説明)

○福島委員長

- ・ 小さな変更ではあるが、何か意見はあるか。

○堀越委員

- ・ 第14条第2項で「迅速かつ容易に」がなくなっている。「容易」とは手続きについてのことなのか。削った際にどんな議論があったのか。

○事務局

- ・ 文章を整理する中で行ったものであり、最終報告たたき台作成チームでの議論は特になかったと思う。

○堀越委員

- ・ 「迅速に」は残してほしい。

○福島委員長

- ・ 入れておいた方が良くかもしれない。

○堀越委員

- ・ 岩槻区の意見交換会で、区の情報を知りやすくしてほしい、という意見があったが、第14条第1項ではその点まで読み取れるか。

○事務局

- ・ 第14条第2項に含まれる。区は市に当然含まれる。

○内田委員

- ・ 区だけの情報もあるのではないか。

○事務局

- ・ それも市政情報の一部となる。

○福島委員長

- ・ 区民の立場からすると、自治基本条例を区の情報を求める根拠にできる。区と関連する市全体の情報を得るために広くしておいた方が良くはないか。

○中津原副委員長

- ・ 情報提供は市が自発的に出すものなので、「迅速に」は追記しておいた方が良く。

○事務局

- ・ 「積極的に」で迅速なニュアンスは読めるのではないか。

○福島委員長

- ・ 「積極的に」でも迅速なイメージを読みとれるが、あった方が分かりやすいか。

○事務局

- ・ 第14条と第15条で個別の条例名を入れているが、「法令等」にも含まれるので不要にも感じる。ここは個別の条例名を残しておいた方が良くか、削っても良くか。

○遠藤副委員長

- ・ 市民としてはあった方が説明となり、分かりやすい。

○中津原副委員長

- ・ 自治基本条例を多様な条例や規則のインデックスとすることについて、中間報告で議論があったと思う。本文中に書くか、逐条解説に書くかの問題かもしれないが、個別の条例名が分かった方が良くは確かである。

○福島委員長

- ・ 市民が読んだ際にどちらの方が読みやすいか。

○渡邊委員

- ・ 本文にあった方が良い。

○染谷委員

- ・ 本文にあった方が良い。

○福島委員長

- ・ 本文から削った方が良いという意見がなければこのままにする。

○中津原副委員長

- ・ 他にもこのような点があれば確認してほしい。

○事務局

(第23回資料1 条例案骨子の修正(案)第16条、第17条の変更点についての説明)

○福島委員長

- ・ 以前職員との意見交換会で「市民」が主語になることが少ないことを指摘されたが、「市民」を主語とし責務を与えることが難しいため、「市」を主語とし市を縛ることを目的に整理している。

○中津原副委員長

- ・ ここは中間報告の際に富沢委員が尽力された箇所だが、最終報告たたき台チームの検討時にはどのような意見だったか。小野田委員はどうか。

○事務局

- ・ 富沢委員は、特に意見がなかったか、休まれていた。

○小野田委員

- ・ この議論の際には出ていたが格別意見はなかった。

○中津原副委員長

- ・ 第16条で市民を主語にした条文を入れられないか。

○事務局

- ・ 入れられないことはない。ただ、多くの市民がそれを読みどのように感じるか。
- ・ 例えば「市民は～に努めます」と記載することにより「自分には関係ない」と感じる市民も多いと思われる。協働に関しても同様である。他の自治体でも論点になっているように思うが書いている自治体もある。

○中津原副委員長

- ・ 一番下のレベルで合わせるのか。誰もが良いと思えるもので書くとそのようになってしまう。

○堀越委員

- ・ 「市民が積極的にまちづくりに取り組むものとする」という旨は書かれているか。

○事務局

- ・ 市民の責務に記載している。
- ・ まちづくりへの参加は幅広い概念であり、多くの市民に納得してもらえと思う。市政への参加や市との協働となると、対象者が限定され、専門的になってしまうのではないか。

○堀越委員

- ・ 関わる人が少ないこととその項目を定めておくことは関係がない。参加・協働するかは市民が判断することである。

○事務局

- ・ 責務ではなく権利ではないか。例えば川口市では市民の役割で、「市民は…市政に参加するよう努めるものとする」と責務のように書いているが、協働に関しては「市民は…市と協働することができる」と権利のように書いている。
- ・ 行政を縛ることに限定している自治基本条例も多く、その場合は市民が主語にはならない。

○中津原副委員長

- ・ この辺りで市民を主語にしてほしいと考えていた。
- ・ 関心がない市民が引いてしまうことまで考える必要はない。
- ・ 語尾を工夫することは必要だと思う。
- ・ 中間報告では「政策等の立案、実施及び評価の過程」に参加することになっているが、修正案では弱まっている。

○事務局

- ・ その点に関しては用語の定義に記載している。

○中津原副委員長

- ・ 定義は繰り返しても良いのではないか。意見交換会でもあったが、早い段階からの参加が必要である。概ね決まった後の段階でパブリックコメントに参加することが市民参加ではない。

○事務局

- ・ 例えば、第16条第1項で「政策の立案、実施及び評価の過程への参加の促進に取り組まなければなりません」とするのであれば、用語の定義から削ることとしても良いか。

○中津原副委員長

- ・ その場合、用語の定義では「市政に参加する」でも良いのではないか。

○事務局

- ・ 市政への参加だけではわかりづらいので、用語の定義をしている。

○中津原副委員長

- ・ 書くとなれば用語の定義よりもこちらの方で書いた方が良い。

○福島委員長

- ・ 「市民参加」は他には出てこないか。出てこないのであればここで書けば良い。

○堀越委員

- ・ 定義の市民参加を「市民が主体的に市政に関わること」とし、「政策等の立案、実施及び評価の過程など」に関しては第16条に入れた方が良いように感じる。

○福島委員長

- ・ 第2条と第16条が離れているので分かりづらいということではないか。

○中津原副委員長

- ・ 両方に書けば良い。定義を簡潔にしても良い。

○事務局

- ・ もともと簡潔に記載していたが、以前の検討委員会でそれではわかりづらいという意見があって、このような定義になっている。

○中津原副委員長

- ・ それでは市民が読んだ際に分かりづらいと感じる。

○福島委員長

- ・ 他に「市民参加」の語句がないのであれば、第16条で記載した方が良いか。
- ・ 最終報告たたき台作成チームでは、「用語の定義」で重要な用語を定義し、その他の条文を簡潔にできるように修正した。それが良いのか、第16条で記載した方が良いか。

○中津原副委員長

- ・ 第2条では簡単に書いても良い。第16条に参加を促進する内容を書いた方が良い。

○湯浅委員

- ・ 第2条はキーワードの定義である。第16条は市民の市民参加の方向性であるので、ここで書いても良いように思う。

○小野田委員

- ・ 同感である。第2条とは離れ過ぎている。

○福島委員長

- ・ 記載する方向で修正する。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでは、手続きの簡素化や審議会等への市民参加についても第3項に集約させたが、どのように感じるか。

○中津原副委員長

- ・ これでは具体性がなく、市民としてはイメージしづらい。市民がイメージしやすいようにしておいてほしい。

○福島委員長

- ・ 中間報告では審議会等への市民参加を特出しした。
- ・ 条文にする際にはどこまで特出しするか。特出しすることにより文章は長くなる。あるいは解説で記載するにとどめるか。全ての条文で同様のことを行う必要はない。

○事務局

- ・ イメージしづらいのであれば、条文に「審議会等への市民参加やパブリックコメント等」と例を挙げて記載することも可能である。

○堀越委員

- ・ 自治基本条例の中で市民参加は大切な部分である。「審議会等への参加やパブリックコメントはもとより」等が記載されていても良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 具体的なことを記載するという意見が出ているが、一方で、具体的な項目を後から足していくことも考えられる。いつ、どこで、どのように足すのかが課題となる。

○中津原副委員長

- ・ 市民が市政に参加するための何か具体的な手掛かりがほしい。ただ抽象的に書くと手掛かりを捉えられない。

○堀越委員

- ・ 意見交換会でも、参加する際にはどのように参加すれば良いかわからないという意見があった。広報広聴制度はあるが、市民が提案する際の窓口が分からない。何かあった際に対応してもらえる場所はどこになるのか。

○事務局

- ・ 各事業の各担当となる。

○堀越委員

- ・ その担当がわからない。

○中津原副委員長

- ・ 区役所にもそのような役割がある。

○湯浅委員

- ・ 西区の意見交換会で、自分たちで何かをしたくても手掛かりがわからないという意見があった。手掛かりは分かった方が良い。

○福島委員長

- ・ キーワードを埋め込む形で特出しするように工夫する。

○堀越委員

- ・ 審議会やパブリックコメントはハードルが高い。具体的に手が届くようなものはないか。

○事務局

- ・ 市民意識調査の「市政への参加のために力を入れること」に関する回答では、アンケートなどで市民の意見を聞くことや自治会への支援・協力、市民の政策提案制度の充実、政策形成過程からの情報公開の充実等が多かった。

○堀越委員

- ・ 例えば、「まちづくりのラウンドテーブル」のようなものをイメージしていた。ここでは、市民が自分たちで解決もでき、できないことは職員が相談に乗る。制度や機会の充実に入るのかもしれないが、具体的にどのようなものがあるか知らない。

○福島委員長

- ・ 最近、無作為で審議会委員を選んでいるものもある。

○中津原副委員長

- ・ ドイツのプラヌンクスツェレのような審議会をイメージしていた。敷居は高いが重要である。

○福島委員長

- ・ 審議会等へ市民が積極的に参加できることを書いた方が良いか。
- ・ 市民を主語にすることに関してはどうか。他の自治基本条例では、町レベルでは市民を主語として入れていることが多いが、市レベルでは市を縛ることが多い。

○堀越委員

- ・ 市を縛るとしても「市民は市民の意見を積極的に反映するため、市は～」のように、順番を変えるのはどうか。

○福島委員長

- ・ 市民が何かに努めるわけではない。

○堀越委員

- ・ 第16条第3項を第2項に移動し、「市民の誰もが容易に市政に参加できるよう、市は～」とする。新しい第3項は「市は～」と整理するのはどうか。

○福島委員長

- ・ 市民を主語にすることか。

○中津原副委員長

- ・ 主語ではないが先に出す。

○堀越委員

- ・ 目的を先に出すことになる。

○内田委員

- ・ 第16条第2項を「市民は政策の立案、評価等に参加し、市は結果及び市政への反映状況を適宜公表するものとする」とするのはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 市民の政策立案、評価等への参加に関しては第1項に盛り込まれるように変更を検討することになった。

○事務局

- ・ 市民を主語にし、市政への参加を義務付け、責務のように規定しても良いのかが論点になっていると思う。

○堀越委員

- ・ 第16条第2項を、市民がより参加できるように市は市民参加の結果等を公表するという整理はどうか。市民参加の結果を公表し、評価するイメージである。
- ・ 目的は市民がより良い市民参加を進められるよう、市が結果を公表し、市民参加を推進させるという整理ではどうか。
- ・ 市が取り組み、充実に努めた結果を市民が知ることができるという整理である。

○中津原副委員長

- ・ 応答義務と重複するかもしれない。

○堀越委員

- ・ 市民参加についてのみである。

○福島委員長

- ・ 第16条第1項では市民に責務を求めない記述で「市民が～」と修正し、立案、実施及び評価についても追記する方向で、最終報告たたき台作成チームで検討する。
- ・ 第16条の第2項と第3項を入れ替える。
- ・ 第16条第2項は「市民の誰もが～、市は～」とし、審議会等について追記する。
- ・ 第16条第3項は、堀越委員の意見を参考に検討することとしたい。

○中津原副委員長

- ・ 大切な項目なので丁寧に書いてほしい。

○福島委員長

- ・ 第17条について意見をいただきたい。

○中津原副委員長

- ・ 中間報告の2つ目の「・」が削られているが、削らないでほしい。

○事務局

- ・ それは応答義務に入っているのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 協働についての事項なので、協働に書いても良いのではないか。

- ・ 検討委員会発足当初から主張しているが、協働は市民側から働きかけても行政が取り組まなければ実現しない。その点についてなんとかしたい。全てに応じなくてはならないわけではないが、行政が動かなければ市民は何もできない。

○堀越委員

- ・ 「協働の推進に努めるものとする」ことを目的とするのではなく、「市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、協働の推進を図ることで、地域又は社会における共通の目的の実現並びに新たな課題の発見及び効果的な解決を図るものとする」としてはどうか。協働の推進は手段である。

○中津原副委員長

- ・ そのようにすれば、市民が協働しなければならないという訳ではなくなる。それは妙案だと思う。

○湯浅委員

- ・ 先ほど中津原副委員長が言っていた市民は市が協働しなければならないという観点もある。手段としての協働に言及し、そこに至ることを第16条第1項では書いている。
- ・ 最大の課題は市民が単独では取り組めないことである。

○堀越委員

- ・ それは第16条第2項になる。

○中津原副委員長

- ・ 理解を深める機会の提供と活動の支援では弱い。

○堀越委員

- ・ 第16条の第1項で原則に基づき行動し、第2項で「行動を推進するために～」とすれば上手くまとまるのではないか。

○中津原副委員長

- ・ それで良いが、推進するために書かれていることが抽象的すぎる。

○事務局

- ・ 義務付けを弱めることにはなるのかもしれないが、市民が協働の推進を進め解決を図ることになる。市民は協働を推進するのか。

○内田委員

- ・ 共通の目的は、必ずしも達成できるわけではない。

○中津原副委員長

- ・ 皆が目標にできる共通の目的を見つけるしかない。

○堀越委員

- ・ 市民活動及び協働の推進条例ではどのような書き方になっているか。

○事務局

- ・ 市と市民活動団体が協働を推進することになっている。

○中津原副委員長

- ・ 参加は個人レベルでも可能だが、協働は団体レベルでなければならない。

○堀越委員

- ・ 事業者と市でも良い。努力義務で書かれているので弱める必要はない。

○福島委員長

- ・ 第17条を具現化するものが市民活動及び協働の推進条例という位置付けではないか。その意味で、市民を大きく捉えるのは良いと思う。今の議論では、「図るものとする」と弱めるしかないか。

○事務局

- ・ WEB アンケートの回答を整理しているところだが、中には、市政は職員の仕事、という市民もいる。

○堀越委員

- ・ 議会や行政があるから何も取り組まなくても良いわけではない。市民が一緒に取り組まなければならないことに気づいてもらうことも条例の目的でもある。

○福島委員長

- ・ 新しい市民像を自治基本条例で示す。

○小野田委員

- ・ ここでの問題点は何か。

○中津原副委員長

- ・ 第17条第1項に関してはこれでも良いが、協働を市民全体に義務付けることに関して、堀越委員が他の案を出している。

○堀越委員

- ・ 市民活動及び協働の推進条例で「協働の推進を図るものとする」と書かれているので努力義務に弱める必要はないという考え方である。
- ・ 中津原副委員長が言っているのは、市民が協働を持ちかけた際に市が対応することを記載した方が良いということである。

○小野田委員

- ・ 市が対応しなければ協働はできないということはその通りだと思う。
- ・ 現在の第17条第2項では弱いのか。ここにより具体的なものを入れた方が良いということか。

○中津原副委員長

- ・ 中間報告を活かしてほしい。市が対応し、協働に踏み込むことを記載してほしい。

○福島委員長

- ・ 第17条は次回改めて検討することとしたい。

3 その他

4 閉会

○事務局

- ・ 今回は6月14日（火）、場所はさいたま市役所第2別館第1会議室で開催する。

以上